

1 節 地域を支える人材の育成

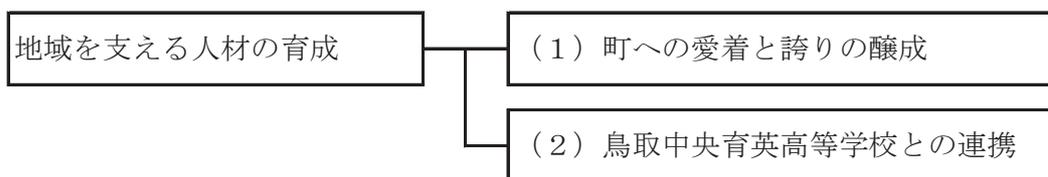
【現状と課題】

全国的に、近年人口減少、少子高齢化が大きな問題となっている中、特に若者の流出が課題となっています。進学や就職で地元を離れても、いずれはふるさとに定住し、活躍してくれることが求められています。そのために、将来を担う子どもたちに自分の生まれ育った町の良さを知ってもらい、誇りと愛着を持ってもらう必要があります。

【施策の基本方向】

- ・町に愛着を持ち、将来はふるさとに住み、地域のリーダーとして活躍できる人材づくりに取り組みます。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 町への愛着と誇りの醸成

- ・町に愛着を持てる教育を推進し、ふるさとは都会に出て行くステップだけではなく、自分のやりたいことに挑みうる場所であるという意識を高めます。
- ・小中学校における生活・総合的な学習で、地域の魅力や歴史を学ぶ取り組みを行い、町への愛着と誇りを醸成します。
- ・美しい自然の中でのびのびと活動したり、地域の中で大人とともに学んだりすることを通して、自然や地域の文化、人の素晴らしさに触れ合うことのできる環境づくりに努め、地域の教育力を高めます。

(2) 鳥取中央育英高等学校との連携

- ・鳥取中央育英高等学校との「地域探究の時間」の推進に関する協約^{*1}を継続して実施します。
- ・生徒に町への愛着と誇りを持ち続けてもらい、進学等で地域を離れても、将来はふるさとに住み、地域のリーダーとして活躍できる人材づくりに取り組みます。

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
「将来も北栄町に住みたい」と思う中学生の割合	9.8%	80%以上	町民アンケート
「北栄町」を自分の町として愛着を持っている中学生の割合	23.0%	80%以上	

【用語解説】

*1 「地域探究の時間」の推進に関する協約

鳥取中央育英高等学校が実施する研究活動で、平成26年8月12日に北栄町と鳥取中央育英高等学校が協約を締結。地域の魅力や課題を探究し、生徒が地域のために何ができるかを考えてもらうというもの。

2節 学校教育の充実

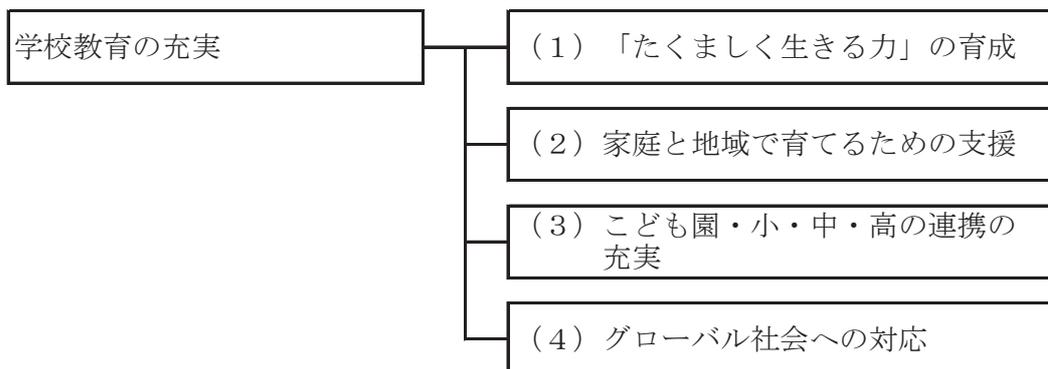
【現状と課題】

近年、核家族化や少子化が進む中、子どもたちを取り巻く生活環境・社会環境は著しく変化している現状です。このような厳しい時代を迎え、子どもは、北栄町の未来を託すかけがえのない宝であることから、子どもたちを安心して育てられる環境づくりを推進する必要があります。平成30年4月に、町と教育委員会が「教育に関する「大綱」」を定め、両者が本町における教育施策の方向性を共有し一致して執行にあたり、さらに家庭・地域・学校などで「大綱」の基本理念である「学びを通して 夢を実現する人づくり」の実現に向け、連携してそれぞれの役割を担い、地域社会全体で子どもたちを守り育てる必要があります。「教育なら北栄町」といえる教育環境の整備をさらに進めることが大切です。

【施策の基本方向】

- ・児童生徒の「生きる力」を育成するため「家庭」「地域」「学校」が連携し「確かな学力づくり」「豊かな人間関係づくり」「健康な体と体力づくり」に取り組む。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 「たくましく生きる力」の育成

- ・子どもの目が輝き笑顔で学習や活動に取り組み、学ぶことの大切さや喜びを味わいながら、基礎的・基本的な内容を身に付け、自ら学び・考え・行動する力を育成する学校教育を進めます。
- ・子どもの生きる力をより一層育むため、知・徳・体のバランスを重視した教育の推進に努めます。
- ・基礎・基本の定着と、活用する力が身に付く授業づくりや家庭学習の習慣化を目指します。
- ・適切な運動の経験と、健康・安全に対する理解を通し、健康の保持増進と体力の向上を目指します。
- ・学校給食は学校教育の「特別活動」の「学級活動」に位置付けられており、学校給食の使命である安全・安心な給食の提供をさらに進めるとともに、アレルギー対策として個々に対応したきめ細かな給食を提供します。
- ・地元で組織されている生産者グループにより提供される食材を利用し、新鮮で安全な地産地消に積極的に取り組みます。
- ・生産者グループとの農業体験などの交流や、料理教室などの食に関する体験を通じて、郷土の食材をより身近に感じ、地産地消食材の理解を深めてもらうための取り組みを推進します。
- ・的確に児童生徒の状況を把握し、いじめの未然防止と早期発見・早期解決に向けて取り組みます。
- ・保護者の経済的理由により就学が困難と思われる児童または生徒に対し、就学援助費を支給し、義務教育効果の向上を図ります。

(2) 家庭と地域で育てるための支援

- ・就学前教育の充実と地域で育てるための支援づくりに努めるとともに、親と子どもがともに育つ学習機会を充実します。
- ・子どもの人権を尊重し、子どもの安心・安全を保障する取組を推進します。
- ・家庭や地域の中では、子どもの健全育成を推進する教育力の充実を図り、基本的な生き方を身に付けさせるとともに、一人ひとりの存在を認め合いながら自立する子どもの育成を目指します。
- ・非行、不登校への対応について、学校、家庭、地域、専門機関との連携を密にし、個人にあった細やかな対応を図り、引きこもり等問題を抱える本人とその家族に対し、自立生活に向けた支援を行います。
- ・地域社会の発展に寄与する有用な人材を育成するために必要な財政的支援を行います。

(3) こども園・小・中・高の連携の充実

- ・こども園・小・中・高の連携のもと、異年齢間の交流や活動を通して、子どもの仲間づくりや育ちを支援し、学校での人権教育を通して子どもが命の大切さを学びます。

(4) グローバル社会への対応

- ・子どもが地域や日本の文化に触れたり、習得したりすることで、地域や日本に誇りを持ち、その素晴らしさを発信することを目指します。
- ・異文化に対する理解を深めるとともに、異なる文化を持った人とともに生きる資質を育てるため、国際理解教育を進めます。

【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
全国学力・学習状況調査平均正答率	小学生 県・国平均値以上 中学生 一部県・全国ともに下回っている	全教科共に県平均・国平均以上	全国学力・学習状況調査
学校生活が楽しいと思う児童生徒の割合	小学生 83.7% 中学生 72.3%	小学生 100.0% 中学生 90.0%	
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学生 88.9% 中学生 71.0%	小学生 90.0% 中学生 90.0%	

3節 人権教育の推進

【現状と課題】

平成17年10月に、「北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定しました。その後、平成20年度にはこの条例を具体化するための基本となる計画である、「北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、部落差別をはじめ、障がいのある人や女性、高齢者、子ども、外国人、病気にかかわる人等に対する差別や人権侵害の解消のため、町として継続的な学習機会の提供や人権意識の高揚と差別解消への諸施策を積極的に進めてきました。

さらに、福島原発事故に伴う差別や風評被害、北朝鮮による拉致問題など新たな人権問題が発生してきている社会状況の中で、平成24年度には前述の計画の見直しを行い、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、性的マイノリティ、生活困窮者等の人権問題を具体的な課題として含めた「北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画」に策定替えするとともに、「北栄町人権を尊重するまちづくり条例」に改正し、より広範な人権問題に対して取組みを進めています。

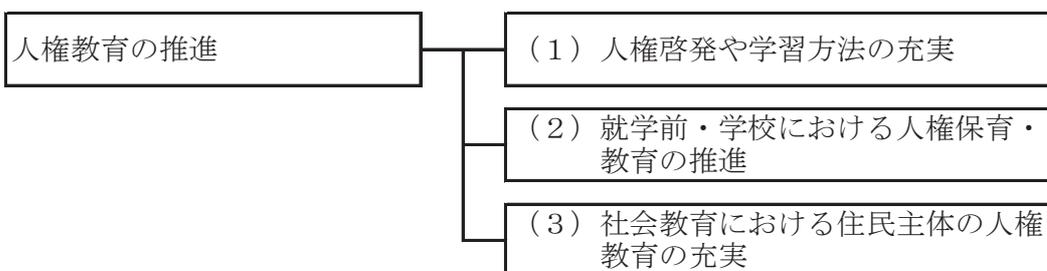
また、平成29年度には、ユニバーサルデザインの推進の項目を新たに加え、サブテーマを“個性を認め合い 互いの心に寄りそう町へ”とし「第2次北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画」として改訂したところです。

一人ひとりの人権を尊重できるまちづくりを行うため幅広い取組を進める中でも、同和問題について、いまだに差別事象の発生がみられます。社会の意識構造の中には、様々な形で差別や偏見など間違った考え方が根深く残っています。また、インターネット上における差別書き込みやプライバシー情報の公開、街頭におけるヘイトスピーチ（憎悪表現・差別扇動）などもあらたに社会問題化しています。依然として様々な差別が厳存する現実の中で、町民が持てる力を発揮でき、真に一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進める必要があります。

【施策の基本方向】

- ・人権教育を、部落差別など様々な差別（障がいのある人や女性、高齢者、子ども等への差別）や偏見をなくしていくための人づくりととらえ、人権尊重の視点から、町民一人ひとりがともに幸せに暮らすことのできる人権侵害のないまちづくりを目指します。
- ・啓発や学習の主体者は、町民一人ひとりであるという認識のもとに、部落差別など様々な差別に対し、自らの問題として受け止め、一人ひとりの人権を尊重できるよう、状況に応じた人権啓発の推進や学習機会の提供に努めます。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 人権啓発や学習方法の充実

- ・人権教育を生涯学習としてとらえ、町民が積極的に参加できるよう、学習機会の整備と充実に努めます。
- ・差別事象が発生した場合には、事実関係の正しい把握とその要因や社会的背景並びに行政課題を明らかにするとともに、関係機関・団体と連携して、被害者支援も含め速やかな課題解決に努めます。
- ・毎月発行の広報誌に人権啓発に関する記事や資料を掲載し、家族ぐるみの学習や自己啓発の参考となるよう内容の充実に努め、学習教材の充実と有効活用を図り、学習活動に役立てます。また、北栄人権文化センターで学習がより深まる取組を進めます。

(2) 就学前・学校における人権保育・教育の推進

- ・子どもの発達段階に応じた目標や指導内容を作成し、子どもが主体的に学ぶことができる人権保育・教育を推進します。
- ・こども園や保育所(園)、小中学校において、人権保育・教育の授業研究会や授業公開を行い、連携して指導内容や指導方法の研究と充実に努めるとともに、講演会、学年別研修会、交流会などに取り組みます。
- ・お互いを尊重し合う心情や、感性を育む教育を推進するとともに、たくましく生き抜くための学力や体力を身につけ、生涯にわたって人権を尊重する社会の担い手となりうる子どもたちの育成に努めます。

(3) 社会教育における住民主体の人権教育の充実

- ・人権を学ぶ会をはじめPTAや保護者会、女性団体、高齢者クラブ等の各種団体が、自主的・主体的に学習に取り組めるよう、さまざまな人権問題に関する講座や学級の開設に努めます。
- ・継続的に、人権問題への深い認識と実践力のある人材の掘り起こしを行い、推進協力員^{*1}を増やしていくとともに、地域における指導的役割を果たすことができるよう、専門的知識や指導力の向上を目指した研修会を実施し、指導者養成に努めます。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
人権を学ぶ会の開催・参加者	全自治会で開催 参加者 1,053人	全自治会開催の継続 参加者 1,300人	成人の約1割を参加目標
指導者の養成	推進協力員 15人	推進協力員 21人	人権を学ぶ会において 推進協力員一人当たり 3自治会を担当
	地区推進員 ^{*2} ・有識者等を対象とした研修会の実施	地区推進員・有識者等を対象とした研修会の継続	

【用語解説】

*1 推進協力員

人権教育を推進するための町民の有識者。

*2 地区推進員

人権教育を推進するための自治会における推進者。

4節 生涯学習活動の推進

【現状と課題】

教育基本法に盛り込まれた「生涯学習の理念」を踏まえ、社会のあらゆる分野、領域において「いつでも、どこでも、だれでも」主体的に学習活動ができるよう中央公民館、大栄分館、図書館及び北栄みらい伝承館（北条歴史民俗資料館）などの社会教育施設において多様な学習機会と情報の提供をはじめ、自治会との連携によるさまざまな生涯学習活動の支援を行ってまいりましたが、ここ近年の社会情勢や生活環境の変化に伴う町民や地域の学習ニーズ及び課題は多様化している現状です。

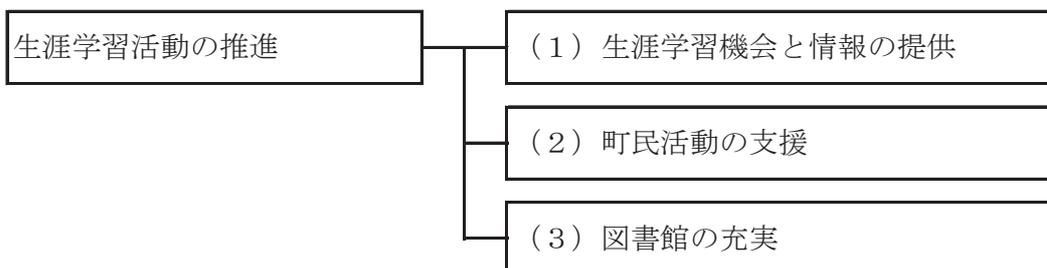
これらに対応するためには、さらに地域に根差した集い、学ぶ場所や体験活動等の学習機会を積極的に提供するとともに、各種指導者や自主的に活動・運営ができる団体でリーダーとなる人材の育成への支援が必要となります。

今後は、北栄町教育大綱で定める「学びを通して 夢を実現する人づくり」を基本理念に、家庭・学校・地域などあらゆる分野が幅広く連携を取り、町民一人ひとりが自分の目標に向かって楽しく学び、幸せで、充実した人生を送ることができる「住み続けるなら北栄町」をつくっていくための「人づくり」に取り組むことが重要です。

【施策の基本方向】

- ・様々な夢を実現し、幸せで充実した人生、より良い地域社会を創るために学びを通じた人づくりを進めます。
- ・社会教育施設を拠点とした「いつでも、どこでも、だれでも」学べる学習環境の整備を図ります。
- ・団体や個人の学習活動を支援し、地域や家庭の教育力向上を図ります。
- ・図書館資料の整備・充実に努め、地域を支える情報拠点として図書館機能の向上を図ります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 生涯学習機会と情報の提供

- ・公民館、図書館などの学習環境の充実に努めます。
- ・多様な課題やニーズに対応した効果的な学習情報の提供を図ります。
- ・あらゆる世代に対応した学習機会の提供に努めます。

(2) 町民活動の支援

- ・自治会への生涯学習メニューの提供と研修等を通じた人材の育成を支援します。
- ・住民主導の学習サークルの育成を促進します。
- ・自立した学習活動団体、個人の育成と学習成果の地域還元を支援します。

(3) 図書館の充実

- ・図書・雑誌・視聴覚資料など資料の充実に努めます。
- ・情報提供サービスやレファレンス機能の充実に努めます。
- ・講座や催し物等実施により図書館機能の充実に努めます。
- ・地域を支える情報拠点として、情報発信に努めます。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
生涯学習出前講座の参加者数	1,923人	2,150人	H26の1割増を目指す
中央公民館利用者数 (各講座や文化教室の参加も含む。) ※大栄分館(指定管理)を含む	57,790人	64,000人	H26の1割増を目指す
図書館来館者数 ※北条分室も含む	67,114人 (H29年度実績58,843人)	61,000人	北栄町教育振興計画 (H30年4月策定)

1節 文化活動の推進

【現状と課題】

本町には、全国に誇れる芸術、文化財、史跡等があり、その内容は県下でも高いレベルにあります。しかしながらその存在、価値が地域住民へ十分認知されているとはいえません。

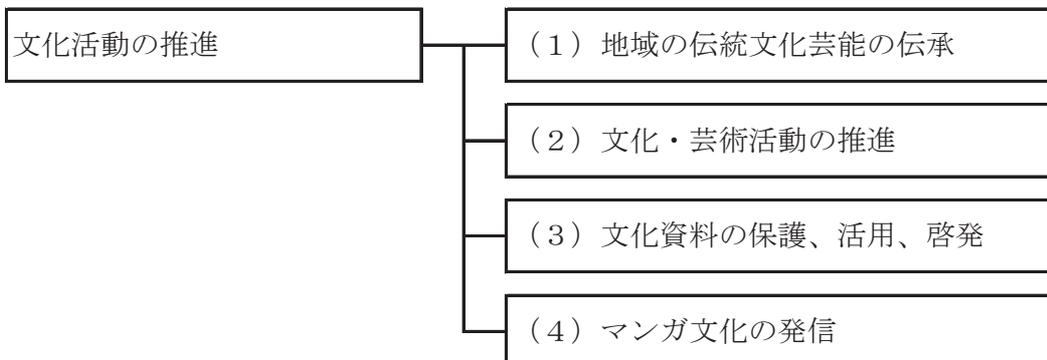
これら文化的財産を住民等に一層周知啓発するための施策を実施し、郷土に愛着を持つ心の醸成を図るとともに、地域の文化・芸術の人材育成に努めなければなりません。創造力や感性豊かな情操を養うための質の高い優れた文化・芸術の鑑賞・体験機会の提供を行うとともに、本町の伝統文化・芸能を伝承し、次代へつなげるための記録保存や文化の伝承が必要です。あわせて、文化・芸術活動に取り組んでいる人の固定化、高齢化の進展により、幅広い年代に広げていくための取組も必要です。

また、本町は「名探偵コナン」（週刊少年サンデー連載）の作者、青山剛昌氏の出身地です。このキャラクターを使って様々なまちづくりを展開していますが、さらに本町発の「マンガ文化」を世界に向けてアピールし、漫画・アニメ文化の振興に寄与することが必要です。

【施策の基本方向】

- ・質の高い優れた文化・芸術に親しめる機会の提供を図りながら、地域の伝統文化や伝統芸能の継承・保存と、自主的な文化活動（個人・団体）の支援を行い、地域の芸能文化の人材育成、活性化を図ります。
- ・町内の文化・芸術活動の情報を広く発信し、文化・芸術に光を当てることで、幅広い年代に文化・芸術の輪を広げていきます。
- ・本町の特色をとらえた文化財資料の整理、保存を行うことで所蔵資料の価値を高めるとともに、歴史民俗資料館の機能を最大限活用し、企画展示活動などを通じて芸術、文化財に触れる機会を提供し文化の薫るまちづくりを推進します。
- ・町内から「第二の青山剛昌」を輩出するとともに、本町から「マンガ文化」を鳥取県、日本、世界に大きく発信し、漫画・アニメを通して新たな文化を創造します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 地域の伝統文化芸能の伝承

- ・郷土の民俗芸能・文化の掘り起こしと支援を行います。
- ・郷土の民俗芸能・文化の伝承保存・記録を行います。
- ・郷土の民俗芸能・文化を伝承するため、後継者の育成を図ります。

(2) 文化・芸術活動の推進

- ・優れた文化・芸術に親しむ機会の充実を図ります。
- ・情報発信等により、文化・芸術活動に取り組む人の増加を図ります。

(3) 文化資料の保護、活用、啓発

- ・文化財資料の収集、整理保護保存を図ります。
- ・北栄みらい伝承館（北条歴史民俗資料館）を情報発信拠点として、所蔵資料の展示など、積極的な活用を行います。
- ・広報誌、各種メディア媒体を活用し、文化資料の啓発を図ります。
- ・全国に誇れる国史跡由良台場跡、前田寛治氏、生田和孝氏、加藤廉兵衛氏などを積極的に発信します。

(4) マンガ文化の発信

- ・北栄町から世界に向けてマンガ文化を発信します。
- ・世界に通じる「第二の青山剛昌氏」の誕生を目指し、人材育成支援に努めます。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
北栄みらい伝承館（北条歴史民俗資料館）利用者数	2,566人	3,400人	北栄町教育振興計画（H30年4月策定）
文化団体協議会会員数	237人	260人	H26の1割増を目指す



東高尾観音寺「木造千手観音立像」



由良だんじり



北条八幡宮「追難式」

1節 スポーツの振興

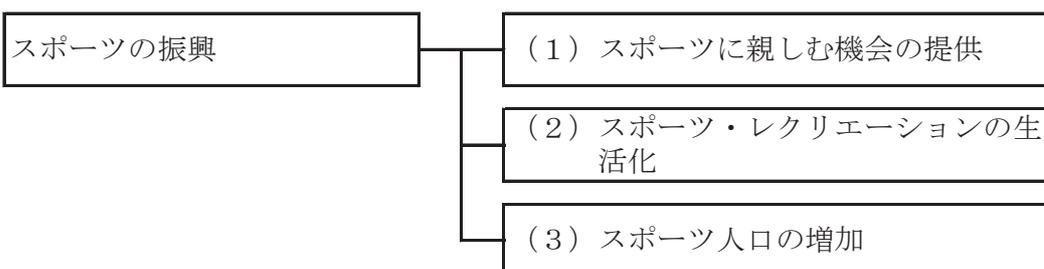
【現状と課題】

現在、健康の維持や増進のためのスポーツ・レクリエーションに対する関心や役割は、高齢化の進行や生活習慣病対策の面からも高まってきています。単に競技性だけを追求するのではなく、住民の健康・体力づくりのために、多様化するスポーツ・レクリエーションのニーズ、幅広い年齢層の活動ニーズに応じられるスポーツ振興の両立を図る必要があります。

【施策の基本方向】

- ・誰もが生涯を通じていつでもどこでも気軽にスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会づくりを目指し、なかまづくり・健康づくりを推進します。

【施策の体系】



ニュースポーツ「パットゲームスター」

【施策の内容】

(1) スポーツに親しむ機会の提供

- ・スポーツ団体・クラブ等の運営・活動が円滑に行われるよう支援を継続します。
- ・町スポーツ推進委員と北栄スポーツクラブの連携を図るとともに、町民の各種運動・スポーツへの参加、健康づくりをより一層推進します。
- ・誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるような環境づくりを図ります。

(2) スポーツ・レクリエーションの生活化

- ・日常生活の中へスポーツとレクリエーションを取り入れ、運動の生活習慣化を図ります。

(3) スポーツ人口の増加

- ・スポーツ愛好者の底辺を拡大し、スポーツ人口の増加を促進するため、ニュースポーツ、軽スポーツの振興を図ります。
- ・スポーツ・レクリエーションをする人、見る人、支援する人など地域全体にスポーツ・レクリエーションが浸透するため、総合型地域スポーツクラブ*¹の定着を図ります。

【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
週1回以上、何らかのスポーツ又はレクリエーションに成人町民が親しむ割合	—	成人町民の50.0%	

体力測定の様子



1,500m、1,000mのタイムを計測(急歩)



前屈の距離を測定(長座体前屈)

【用語解説】

*1 総合型地域スポーツクラブ

身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。